

地方自治体の内部統制と監査基準

講師：石原俊彦 関西学院大学大学院経営戦略研究科教授 公認会計士

第30次地方制度調査会委員、京都府参与(業務改善担当)、名古屋市交通事業経営健全化委員会委員長、豊岡市公契約審議会会長、豊岡市行政改革委員会委員長など地方自治体の公職を多数歴任現任。前国際公会計学会会長。現在、英国勅許公共財務会計協会(CIPFA)本部理事・日本支部長、博士(商学)。英国における地方自治体のマネジメントとガバナンスを研究し、英国自治体関係者に最も有名な日本人研究者の一人。元英国パーミンガム大学客員教授。自治体職員の意識改革と組織風土改革を目指す全国都市改善改革実践事例発表会の審査委員長を初回(2006年度)～連続11年務めている。自治大学校や市町村アカデミー、市町村国際文化研修所でも講義経験多数。1996年第24回日本公認会計士協会学術賞、1998年第12回日本内部監査協会青木賞、2007年中小企業研究奨励賞・本賞を受賞。



■講座概要

厳しい財政状況のなかで現在、地方自治体は数多くの課題に直面しています。地方自治体における内部統制の構築や監査基準の設定は日経新聞で大きく報道される近々の重要課題です。本講座では、地方自治体における内部統制と監査基準に関する基礎的な事項を、主として自治体関係者(しかも初学者)を対象として解説し、内部統制の意義や目的、監査基準の意義や具体的な内容を、受講生に習得していただきます。内部統制や監査基準の学習は当初、かなりの専門用語が登場するため、非常に初学者には独学が困難な内容になっています。講義ではこうした難解な用語の説明に時間をかけ、その後の内部統制と監査基準に関する自習が容易に進むように、講義を組み立てています。

本講座を受講し修了書を取得した実務経験2年以上の自治体職員・地方議員は、英国勅許公共財務会計協会(CIPFA)日本支部が認定する「地方監査会計技能士」の資格取得が可能です(所定の手続きがあります)。現在、地方監査会計技能士の資格取得者は全国に約500名。その過半が、地方自治体職員と地方議員です。

■受講をお勧めしたい方

- ・地方自治体の監査委員と監査委員事務局職員
- ・行政改革や決算審議に関心を持つ地方議員
- ・自治体のマネジメントとガバナンスに関心を持つ地方自治体関係者(職員・議員等)
- ・その他、関西学院大学ビジネススクールの自治体・医療・大学プログラムへの進学を検討中の皆さん など

■受講に必要な知識・実務経験

- ・自治体での実務経験がある方が望ましい。この分野について初めて講義を受ける方を主たる対象として講義を行います。

■カリキュラム

第1回 6/ 6(火) 19:00～21:30 地方自治体における内部統制の整備と運用

初回の講義では、総務省がこれまで設置した内部統制に関する二つの研究会報告書の内容に沿って、自治体内部統制の構築(これは整備と運用の二つの局面で把握できます)の経緯を確認します。内部統制の構築が自治体でも大きな課題として認識されている理由とは?、内部統制の具体的な形態は?、民間企業の内部統制と自治体の内部統制の違いは?。初回の講義ではこうした基本的な内容を確認しながら、自治体内部統制の基礎知識を習得していただきます。

第2回 6/13(火) 19:00～21:30 地方自治体における内部統制とリスク・マネジメント

第2回の講義では、内部統制の本質についての理解を習得します。内部統制は、地方自治体の「内部」において、諸般のリスクを「統制(=コントロール)」する仕組みを意味します。つまり、多くの自治体がすでに実践している自治体内部におけるマネジメントを、リスク管理の観点から再点検を試みる点に、自治体内部統制の意義があります。内部統制の構築は、自治体が日々直面しているリスクの内容を解明し、そのリスクに対して事前に適切な措置を講じることで可能になります。自治体はいまどのようなリスクに直面しているか。第2回目の講義では、地方自治体におけるリスクとそのマネジメントを詳述することで、内部統制の本質を理解していただきます。ここでも、総務省の内部統制研究会の報告書が教材として使用されます。

第3回 6/20(火) 19:00～21:30 監査基準の必要性とその概要

全国都市監査委員会(日本全国の市役所の監査委員や事務局職員で構成される団体)が公表する「都市監査基準」の内容が近年大きく改訂されました。そこではリスク・アプローチによる監査の実施が求められ、監査業務の品質管理が求められています。従来までの前例踏襲型の監査ではなく、状況や環境の変化に応じて直面するリスクの変化に対応した監査計画の立案と監査の実施が求められています。また、自治体監査の関係者のなかには、社会制度としての監査基準(たとえば都市監査基準)と各自治体で定める監査基準(これは本来監査マニュアルと呼ぶべきもの)を混同する傾向があります。第3回の講義では、こうした誤解を整理し、監査基準についての正しい必要性の理解と監査基準の概要を学習します。

第4回 6/27(火) 19:00～21:30 都市監査基準の詳細な検討と理解

第4回目の講義では、都市監査基準で言及されている監査計画、監査調書、リスク・アプローチ、監査証拠、監査要点などの監査のテクニカルタームを取り上げ、その内容を詳しく平易に解説します。監査基準はこうした監査の基礎概念の連鎖で構成されており、テクニカルタームの習得は監査基準を最も効率的に習得する手法です。